

みなみそうま復興大学借上げ自動車貸出利用規約

1 趣旨

本規約は、みなみそうま復興大学の趣旨に賛同する大学の研究室・ゼミ等が、調査・研究のために必要な移動手段となる借上げ自動車の貸出及び取扱いについて定めるものである。

2 利用資格

みなみそうま復興大学事業の趣旨を理解し、本市の復興まちづくり・ひとづくりに向けて市と連携しながら、市内において実践活動や研究等で市内を移動するため、借上げ自動車の利用が必要不可欠な大学の学生及び指導者等とする。

ただし、借上自動車担当責任者が上記に準ずるものとして、適当と認めるときは、この限りではない。

3 利用手続き

借上げ自動車の利用を希望する者は、利用の2週間前までに電話等で空き状況を確認（土・日・祝日・年末年始を除く）し、利用目的、大学名、代表者氏名、人数等を伝え仮予約を行い、その上で、所定の申込書に必要事項を記入して、FAX、Eメール等で送信し、その許可を受けなければならない。

また、利用する際は次の号について守らなければならない。

- (1) 運転する者は代表者及び申込書に記載した者のみとする。
- (2) 運転する者は免許取得後1年以上経過している者とし、免許証の写しを提出すること。
- (3) 運転の際は、申込書に記載する代表者を必ず同乗させること。
- (4) 燃料費は、利用者が全て負担すること。

【申し込み先】

南相馬市復興企画部企画課復興推進係
福島県南相馬市原町区本町 2-27
電話 / FAX 0244-24-5358 / 0244-23-2511
E-mail : kikaku@city.minamisoma.lg.jp

4 利用期間

復興大学事業における本市での実践活動及び研究に必要な期間とする。

5 貸出手続き

利用者は、許可を受けた申込書を、契約するレンタカー会社に提示し、借用手続きを行い自動車を借り受けること。返却についても、利用者で行うこととする。

6 活動報告書の提出

借上げ自動車利用終了後に、活動報告書を速やかに提出しなければならない。市民等の情報共有のため公表することとする。なお、様式については、南相馬市大学生等宿泊支援事業実施要綱 様式第4号を準用するものとする。

7 注意事項

- (1) 利用者は、道路交通法を遵守し、事故を起こさないように常に細心の注意を払うこと。
- (2) 契約するレンタカー会社の利用規約を遵守すること。
- (3) 利用者は使用中に事故が発生したときは、市へ速やかに報告するとともに、レンタカー会社の約款に基づき対応すること。
- (4) 事故及び事故における利用者等のけが等については、自己の責任で対応すること。

8 損害賠償

利用者は、使用中に第三者又はレンタカー会社に損害を与えたときは、レンタカー会社の約款に基づき、その損害を賠償しなければならない。

(附 則)

この利用規約は、平成30年5月1日から施行する。

この利用規約は、平成31年4月1日から施行する。